

北栄町耐震改修促進計画（概要版）

1. 計画の概要

(1) 計画策定の趣旨

- 大地震発生時における建築物の倒壊等による被害から町民の生命、身体及び財産を保護するため、鳥取県・各建築関係団体等と連携して、北栄町内の住宅・建築物の耐震化の目標を設定し、住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修を計画的に促進するための基本的な枠組みとなる「北栄町耐震改修促進計画」を策定します。

(2) 建築物の耐震化の必要性

- 平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災では6,434人もの尊い犠牲者が発生しました。この地震による直接的な死者のうち約90%が（火災ではなく）『**家屋、家具類等の倒壊が原因による圧迫死**』が原因と思われるものでした。
- この地震において、**昭和56年以前の建築物**（現行の建築耐震基準以前に建てられた古い建築物）に大破・倒壊といった**大きな被害が発生している**ことが分かっています。
- 鳥取県では、下図のように地震によって大きな被害を与える可能性のある地震を複数想定されています。また、平成28年10月21日に鳥取県中部地震が発生するなど、「**いつどこで地震災害が発生してもおかしくない**」状況となっております。
- 地震の発生を阻止することは困難ですが、**防災対策によって人的・経済的被害は軽減**でき、建築物の耐震化を促進することは、地震による建築物の倒壊等の被害から、町民の生命、身体及び財産を守るために必要不可欠な取り組みとなります。

想定地震（マグニチュード）	
鹿野・吉岡断層 （1943年鳥取地震）	Mj 7.2
倉吉南方の 推定地震	7.2
鳥取県 西部地震断層	7.3
大立断層・ 田代峠-布江断層	7.2
山崎断層	7.7
雨滝-釜戸断層	7.3

図 想定地震（鳥取県地震防災調査研究報告書（H17年）より）

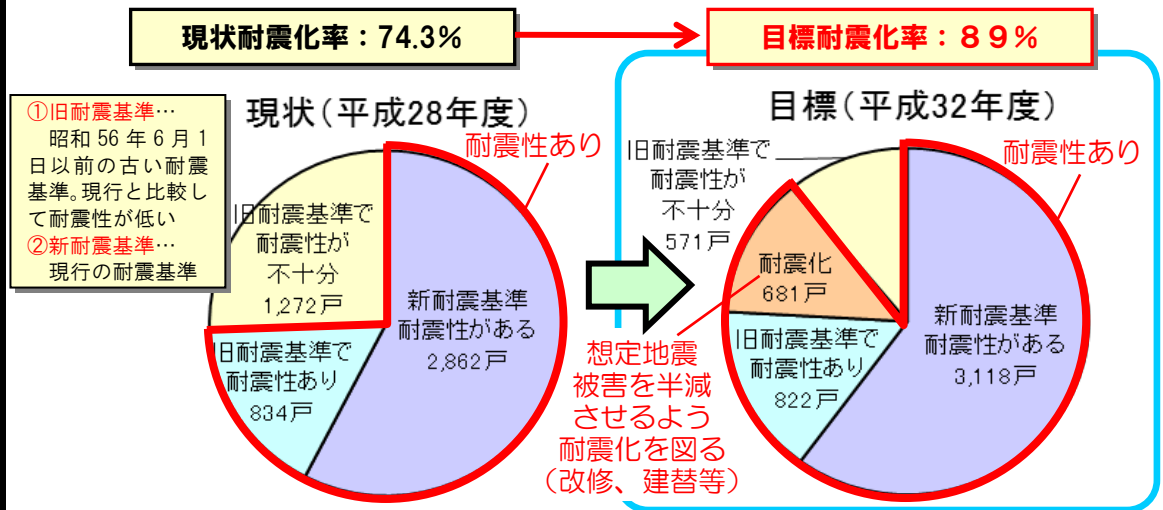
(3) 計画の実施期間

- 本計画の計画期間は、国や鳥取県の耐震改修促進計画の実施期間と同じ、**平成32年度末**までとします。
なお、本計画は必要に応じて見直すものとします。

2. 建築物の耐震化に関する目標

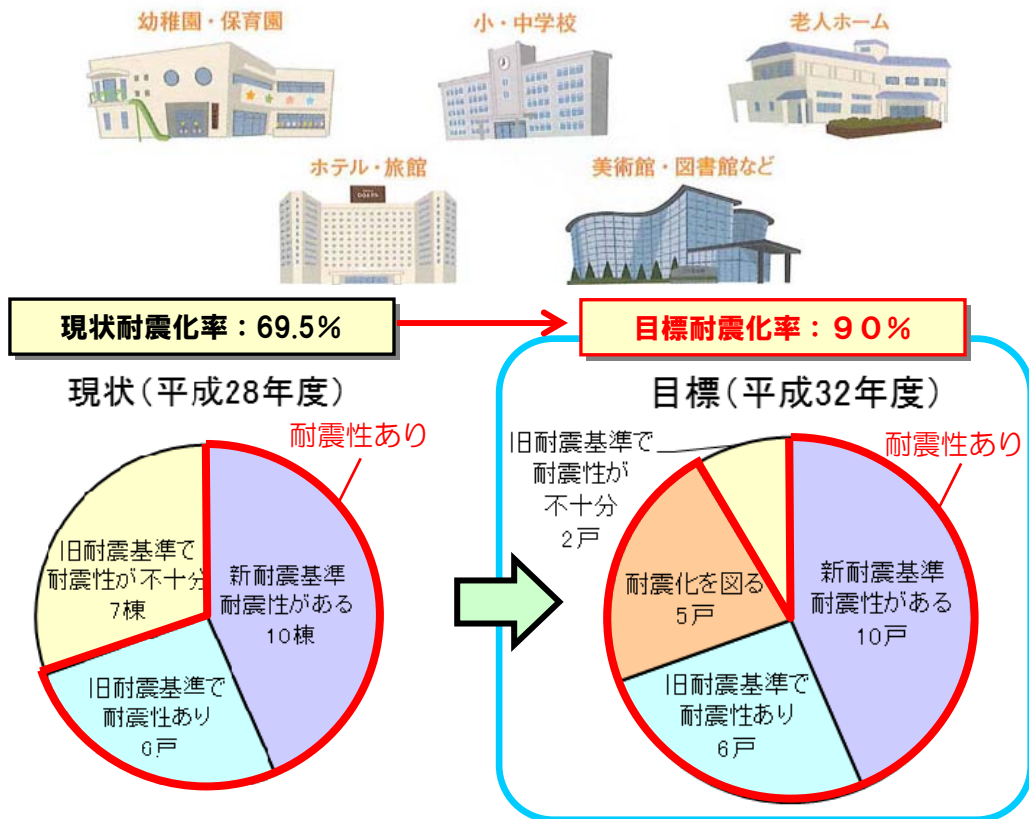
- 鳥取県では、想定地震の被害を半減するため、平成32年度における住宅の耐震化率の目標を89%、多数の者が利用する建築物の耐震化率の目標を90%としています。
- 北栄町は県の方針を踏まえ、平成32年度までに住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を次のとおりとすることを目指します。

(1) 住宅の耐震化率の目標



(2) 「多数の者が利用する建築物」の耐震化率の目標

- 「多数の者が利用する建築物」とは…
学校、体育館、幼稚園、病院、役所、図書館、老人ホーム、商店、ホテル・旅館、事務所、工場など、**多くの人**が利用する施設で、**面積・階数が一定の規模以上**の建築物



3. 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

(1) 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組み方針

●主体別の役割分担

建物所有者が**自らの責任において建築物の安全性を確保**しつつ、町、県、建築関係団体等、各関係主体が相互に連携を図りながら、耐震化の促進に努めます。

(2) 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

以下のような支援策を活用します。

●(概要) 北栄町震災に強いまちづくり促進事業補助金制度について

【詳細(鳥取県ホームページ): <http://www.pref.tottori.lg.jp/47491.htm>】

主な補助要件	・戸建て住宅は平成12年5月31日以前、その他は昭和56年5月以前に建築 ・耐震診断の結果、倒壊の危険性があると評価されたもの。 などの条件あり
耐震診断	・住宅(一戸建て、共同住宅、長屋等)……診断・補強設計費用の2/3(限度額あり) ・住宅以外の建築物……診断・改修設計費用の2/3(上限あり)
耐震改修、建替え、除却	・住宅の耐震改修、建替え、除却工事(ただし対象条件あり、限度額あり) ●昭和56年5月31日以前建築の場合、工事費用の2/3 ●昭和56年6月1日～平成12年5月31日以前建築の場合、工事費用の1/3 ・住宅以外の建築物……改修、建替え、除却等費用の23%(上限あり)
その他	・その他に大規模建築物、通行障害既存耐震不適格建築物又は防災拠点建築物などにも補助が設けられます

詳しい条件等がありますので北栄町役場(地域整備課)へお問い合わせください。
その他、耐震改修に関する各種税制・融資制度も活用できます。

(3) 地震時の建築物の総合的な安全対策

- がけ崩れ、擁壁・コンクリートブロック塀の危険箇所の調査及び倒壊防止対策
- 大規模空間を持つ建築物の天井の崩落対策(改修費用の補助事業を検討する)
- 窓ガラス、外壁タイル、屋根瓦、屋外広告物等の落下防止対策
- 戸建て住宅の**屋根瓦の耐震対策、耐震シェルター整備**等の支援策(補助事業)
- アスベストの飛散防止、家具の転倒防止、エレベーターの閉じ込め防止等の対策

(4) 優先的に耐震化すべき建築物

次の特定既存耐震不適格建築物については、優先して耐震化の指導等を実施します。

優先的に指導・助言を行う特定既存耐震不適格建築物	
○防災上重要な建築物	➤ 防災拠点となる庁舎、病院、避難所等
○不特定多数の者が利用する建築物	➤ 旅館・ホテル、百貨店、映画館、集会場等
○避難要援護者の利用する建築物	➤ 老人福祉施設、障害者福祉施設、幼稚園・保育所、小中学校、盲・聾・養護学校
○被災による倒壊で周囲に与える影響が大きい建築物	➤ 地震時に通行を確保すべき道路沿いで、倒壊により道路閉塞のおそれのある建築物

(5) 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項

道路に面した建築物が、地震による倒壊で引き起こす道路閉塞は、災害時の支援活動、復旧等の支障となります。県の指定する緊急輸送道路を「地震時に通行を確保すべき道路」として位置づけ、沿道建築物の耐震化を重点的に推進します。

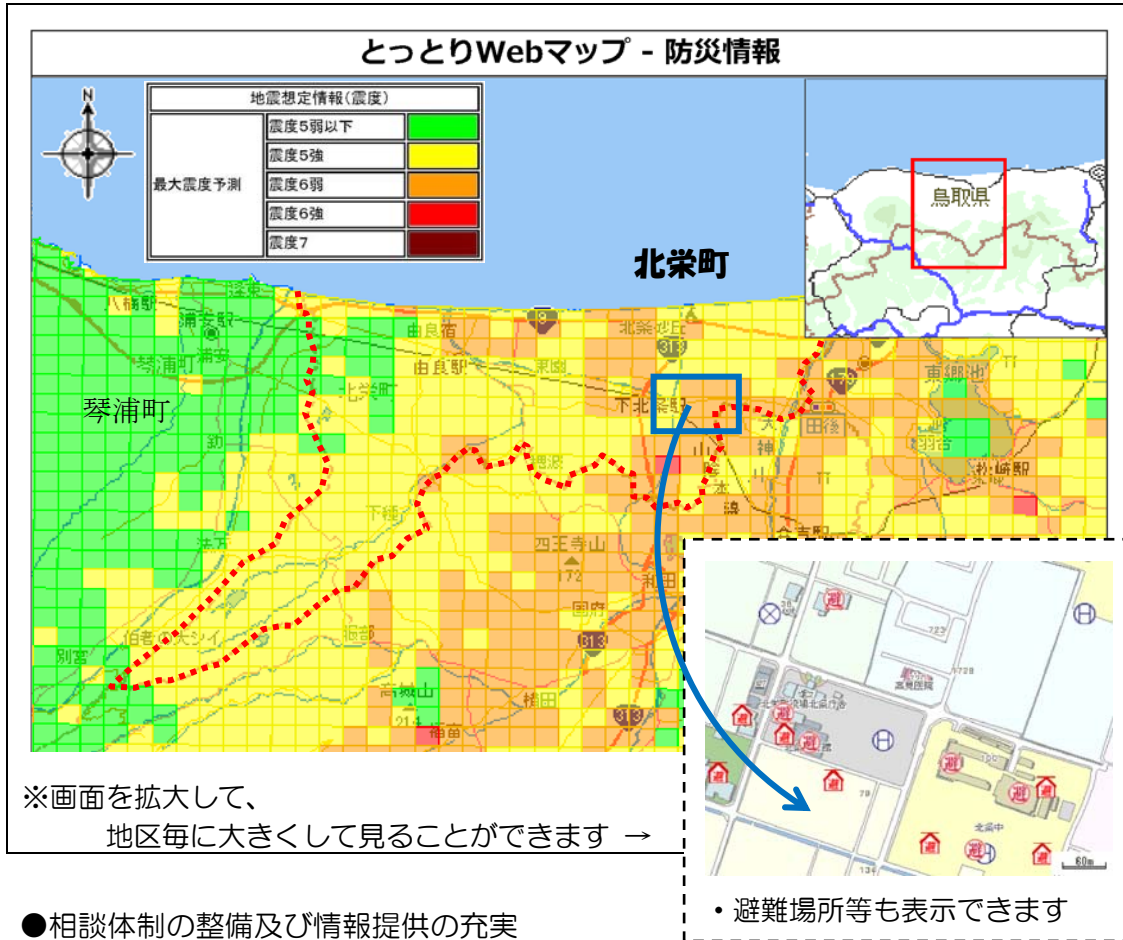
4. 地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

●地震ハザードマップの活用による啓発

北栄町では、鳥取県が作成している地震の震度や地震による液状化危険度等を予測したハザードマップを活用し、住民への防災意識の啓発を図ります。

想定地震による県内各地の最大震度及び液状化等の被害想定については、「**とっとりWebマップ**」(<http://www2.wagmap.jp/pref-tottori/top/>) で公開しています。

●とっとりWebマップより、「倉吉南方の推定断層の地震」による震度分布を表示した例



●相談体制の整備及び情報提供の充実

県や建築関係団体等と連携して、広報やホームページなどによる情報提供を行い、耐震相談窓口を設置し、建物所有者等に対し耐震診断・改修に関する情報提供に努めます。

●リフォームにあわせた耐震改修の誘導

耐震改修は、設備のリフォーム、バリアフリー化等の機会に併せて行うことが、費用面、工事中の居住性からも効果的です。リフォームに併せた耐震改修も促進します。

●その他

関係団体との連携・協力、住宅性能表示制度等の利用促進 等

■北栄町耐震改修促進計画(概要版)

平成 29 年 3 月

北栄町役場 北条庁舎 地域整備課

〒689-2111 鳥取県東伯郡北栄町土下 112

電話：0858-36-5568 (代表)